

日帝下日本軍慰安婦被害者に対する保護・支援及び記念事業等に関する法律 (略称;慰安婦被害者法)

(施行 2026. 3. 10) (法律第 21440 号, 2026. 3.10 一部改正)

第 1 条 (目的) この法は日帝により強制動員され慰安婦としての生活を強要された被害者を保護及び支援し、日本軍慰安婦被害者の名誉回復と真相究明のための記念事業を遂行することにより、被害者の生活安定と福祉増進を図り、国民の正しい歴史観定立と人権増進に寄与することを目的とする。

[全文改正 2008. 12. 19]

第 2 条 (定義) この法において使用する用語の意義は次のとおりである。

〈改正 2026. 3. 10〉

- 1 「日本軍慰安婦被害」とは、日帝により強制動員され性的虐待を受け慰安婦としての生活を強要された被害をいう。
- 2 「日本軍慰安婦被害者」とは、第 1 号の被害を受けた者をいう。
- 3 「生活安定支援対象者」とは、日本軍慰安婦のうち生存者であって第 3 条により登録した者をいう。

[全文改正 2008. 12. 19]

第 2 条の 2 (国家の義務)

- ① 国家は日帝下日本軍慰安婦被害者の名誉回復と人権増進及びこれに関する真相究明と正しい歴史教育等について国内外的に積極的に努力しなければならない。〈改正 2014. 3. 24〉
- ② 国家は国内外的に日本軍慰安婦被害者を積極的に探し出し、日本軍慰安婦被害者が安定的な生活を維持することができるための必要な措置をとらなければならない。
〈改正 2014. 3. 24〉
- ③ 国家は日本軍慰安婦被害者の権利・義務に関する政策を樹立する場合、日本軍慰安婦被害者(その代理人を含む)の意見を聴取しなければならず、政策の主要内容を国民に積極的に公開しなければならない。〈新設 2017. 12. 12〉

[全文改正 2008. 12. 19]

第 3 条 (決定及び登録)

- ① 生活安定支援対象者になろうとする者は大統領令の定めるところにより性平等家族部長官に登録申請しなければならない。但し、本人が申請することかできない場合にはその保護者が代わって登録申請をすることができる。

〈改正 2010. 1. 18, 2017. 12. 12, 2025. 10. 1〉

- ② 性平等家族部長官は第 1 項による登録申請を受けた場合、第 6 条による日本軍慰安婦被害者生活安定支援及び記念事業審議委員会の審議を経て申請人が生活安定支援対象者であるか否かについて決定しなければならない。

〈改正 2010. 1. 18, 2017. 12. 12, 2025. 10. 1〉

- ③ 性平等家族部長官は第 2 項の決定をした場合にはこれを登録し、その結果を即時申請人に告知しなければならない。〈改正 2010. 1. 18, 2017. 12. 12, 2025. 10. 1〉

- ④ 第 1 項但書の保護者の具体的な範囲は大統領令で定める。〈新設 2014. 3. 24〉

[全文改正 2008. 12. 19]

第 4 条 (生活安定支援対象者に対する支援の内容)

- ① 国家は生活安定支援対象者に次の各号の支援をする。

〈改正 2017. 12. 12, 2020. 6. 9〉

- 1 国民基礎生活保障法による生計給与
- 2 医療給与法による医療給与
- 3 医療給与法による本人負担金及び非給与費用の支援
- 4 生活安定支援金の支給
- 5 看病人支援
- 6 葬祭費支援

- ② 第 1 項の支援をする場合には生活安定支援対象者は国民基礎生活保障法第 2 条第 1 項による受給権者及び医療給与法第 3 条による受給権者とみなし、国民基礎生活保障法第 3 条第 2 項は適用しない。〈改正 2016.3.2〉

- ③ 第 1 項第 3 号ないし第 6 号による本人負担及び非給与費用の支援、生活安定支援金の支給、看病人支援に要する費用及び葬祭費は国家が負担する。

〈改正 2017. 12. 12, 2020. 6. 9〉

- ④ 第 3 項による生活安定支援金の支給、看病人及び葬祭費支援の基準並びに方法等について必要な事項は大統領令で定める。〈新設 2017. 12. 12〉

[全文改正 2008. 12. 19]

第 5 条 (賃貸住宅の優先賃貸) 国家、地方自治団体又は韓国土地住宅公社法による韓国土地住宅公社は、住宅法により建設する賃貸住宅を賃貸する場合には生活安定支援対象者のう

ち住宅を所有しない者に対し国土交通部長官が定めるところにより優先貸貸しなければならない。〈改正 2012. 12. 18, 2013. 3. 23〉

[全文改正 2008. 12. 19]

第5条の2（日本軍慰安婦被害者保護施設）

- ① 国家、地方自治団体、社会福祉事業法による社会福祉法人とその他の非営利法人(以下本条では『社会福祉法人等』という)は日本軍慰安婦被害者保護施設(以下本条では『保護施設』という)を設置・運営することができる。
- ② 国家と地方自治団体は社会福祉法人等が設置・運営する保護施設に対して運営費用を支援することができる。

[本条新設 2013. 5. 28]

第6条（日本軍慰安婦被害者支援及び記念事業審議委員会）

- ① 次の事項を審議するため性平等家族部に日本軍慰安婦被害者支援及び記念事業審議委員会(以下『審議委員会』という)を置く。〈改正 2010. 1. 18, 2017. 12. 12, 2025. 10. 1〉
 - 1 生活安定支援対象者登録申請事項の事実の有無
 - 2 生活安定支援対象者の支援に関する事項
 - 3 第11条による記念事業等に関する事項
 - 4 その他、性平等家族部長官が審議委員会の審議に付する事項
- ② 審議委員会の構成及び運営等に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2008. 12. 19]

[題目改正 2017. 12. 12]

第7条（協力要請） 審議委員会は、生活安定支援対象者の認定の可否を審議するために必要な場合には、申請人本人、証人若しくは参考人から証言若しくは陳述を聴取し、又は行政機関その他の関係機関に対し必要な協力を要請することができる。

[全文改正 2008. 12. 19]

第8条（権利の保護） この法による生活安定支援金の支給を受ける権利は譲渡若しくは担保として提供し又は差押えることができない。

[全文改正 2008. 12. 19]

第9条（生活安定支援金の還収）

- ① 性平等家族部長官はこの法により生活安定支援金を受けた者が次の各号の一に該当する場合には生活安定支援金の全部又は一部を還収することができる。

〈改正 2010. 1. 18, 2025. 10. 1〉

- 1 虚偽又はその他の不正な方法により生活安定支援金の支給を受けた場合
 - 2 過誤により支給された場合
- ② 性平等家族部長官は第 1 項により還収する場合、生活安定支援金を返還すべき者が定められた日までにこれを返還しない場合には国税滞納処分の例により徴収する。
- 〈改正 2010. 1. 18, 2025. 10. 1〉
- [全文改正 2008. 12. 19]

第 10 条 (実態調査)

- ① 性平等家族部長官は、毎年生活安定支援対象者の生活実態及び政策満足度等を把握するための実態調査を実施しなければならない。〈改正 2020. 6. 9, 2025. 10. 1〉
- ② **性平等家族部長官は、日本軍慰安婦被害者を追悼するための象徴物または造形物の設置及び管理状況などを把握するための実態調査を実施しなければならない。**
〈新設 2026. 3. 10.〉
- ③ **性平等家族部長官は、第 1 項及び第 2 項に基づく実態調査のために、関係中央行政機関の長、地方自治団体の長などに対し、必要な資料の提出を請求することができる。この場合、請求を受けた者は特別な理由がない限り資料提出に協力しなければならない。**
〈改正 2026. 3. 10.〉
- ④ 第 1 項及び第 2 項による実態調査の時期・内容・方法等に必要な事項は大統領令で定める。〈改正 2020. 6. 9, 2026. 3. 10.〉
[全文改正 2008. 12. 19.]
[施行日 2026. 6. 11.] 第 10 条

第 11 条 (記念事業等)

- ① 国家と地方自治団体は日本軍慰安婦に関する次の各号の事業を遂行することができる。〈改正 2014. 3. 24, 2017. 12. 12〉
 - 1 日本軍慰安婦被害者に関する記念事業
 - 2 日本軍慰安婦被害者に関する歴史的資料の収集、保存、管理、展示及び調査、研究
 - 3 日本軍慰安婦被害者に関する教育、広報及び学芸活動
 - 4 日本軍慰安婦被害者の名誉回復のための国際交流及び共同調査等の国内外活動
 - 5 日本軍慰安婦被害者のための追悼空間造成等の慰霊事業
 - 6 第 1 号から第 5 号までの事業に付随する事業
- ② 第 1 項による事業を遂行するため必要な事項は大統領令で定める。
[全文改正 2008.12.19]

第 11 条の 2 (日本軍慰安婦被害者を讃える日)

① 日本軍慰安婦問題を国内外に知らせ、日本軍慰安婦被害者を讃えるため、毎年 8 月 14 日を日本軍慰安婦被害者を讃える日とする。

② 国家と地方自治団体は、第 1 項による日本軍慰安婦被害者を讃える日の趣旨にかなう行事と広報を実施するように努力しなければならない。

[本条新設 2017. 12. 12]

[従前第 11 条の 2 は第 11 条の 3 に移動 (2017. 12. 12)]

第 11 条の 3 (国籍回復等の支援)

① 国家と地方自治団体は日本軍慰安婦被害者のうち大韓民国国籍を回復できずに外国に居住する者に対し必要な支援をしなければならない。

② 第 1 項による支援に関する事項は国籍回復及び故国訪問等を含め大統領令で定める。

[全文改正 2008. 12. 19]

[第 11 条の 2 から移動, 従前第 11 条の 3 は第 11 条の 4 に移動 (2017. 12. 12)]

第 11 条の 4 (法律相談等)

① 国家は日本軍慰安婦被害者に名誉棄損及び損害賠償等について法律相談と訴訟代理等の支援(以下『法律相談等』という)をすることができる。

② 性平等家族部長官は法律救助法第 8 条による大韓法律救助公団又は大統領令で定めるその他の機関に法律相談等を要請することができる。(改正 2025. 10. 1)

③ 法律相談等に要する費用は大統領令で定めるところにより国家が負担することができる。

④ 法律相談等の要件と内容及び手続等は大統領令で定める。

[本条新設 2012. 12. 18]

[第 11 条の 3 から移動 (2017. 12. 12)]

第 12 条 (経費の補助)

① 国家は地方自治団体が第 11 条第 1 項各号の事業を遂行する場合、予算の範囲内で事業経費の一部を補助することができる。

② 国家と地方自治団体は個人、法人又は団体が第 11 条第 1 項各号の事業を遂行する場合、予算の範囲内で事業経費の一部を補助することができる。

③ 第 2 項による経費の補助を受けることができる個人、法人及び団体の要件と経費補助手続等に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2008. 12. 19]

第 13 条 (国共有財産の無償貸与)

- ① 国家及び地方自治団体は国有財産法又は、共有財産及び物品管理法にかかわらず、日本軍慰安婦関連法人又は団体が第 11 条第 1 項第 1 号による記念事業を遂行する場合には国有財産及び共有財産を無償で貸与することができる。
- ② 第 1 項による貸与の対象となる法人又は団体の要件及び貸与手続等に必要な事項は大統領令で定める。

[全文改正 2008. 12. 19]

第 14 条 (権限の委任・委託) この法による性平等家族部長官の権限は、大統領令に定めるところによりその一部を外交部長官に委託し、又は特別市長、広域市長、道知事並びに特別自治道知事に委任することができる。〈改正 2010. 1. 18, 2013. 3. 23, 2025. 10. 1〉

[全文改正 2008. 12. 19]

第 15 条 (罰則適用における公務員擬制) 審議委員会委員中公務員でない者は刑法第 129 条から第 132 条の規定を適用する場合には公務員とみなす。

[本条新設 2017. 12. 12]

第 16 条 (日本軍慰安婦被害者に対する名誉毀損の禁止) 何人も、公然と日本軍慰安婦被害者を誹謗する目的で、日本軍慰安婦被害の事実を否認または歪曲し、あるいは虚偽の事実を流布するなどの方法により日本軍慰安婦被害者の名誉を毀損してはならない。

[本条新設 2026. 3. 10]

第 17 条 (日本軍慰安婦被害に関する虚偽事実の流布禁止)

- ① 次の各号のいずれかに該当する方法により日本軍慰安婦被害に関する虚偽の事実を流布した者は 5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。
1. 新聞、雑誌、放送、その他の出版物又は情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号による情報通信網の利用
 2. 展示物又は公演物の展示・掲示又は上映
 3. その他公然と行われた講義、討論会、懇談会、記者会見、集会、街頭演説等における演説、発言又は著作物、印刷物
- ② 第 1 項の行為が、芸術・学問、研究・学説、時事事件または歴史の進行過程に関する報道のためのものである場合、またはその他これに類する目的のためのものである場合には、処罰しない。

[本条新設 2026. 3. 10]

[施行日 2026. 6. 11] 第 17 条

附則 〈第 21440 号、2026. 3. 10〉

この法は公布後 3 か月を経過した日から施行する。但し第 2 条及び第 16 条の改正規定は公布の日から施行する。

※ 太字は 2026 年改正の主要部分

※ 한국어(韓国語原文)は韓国の国家法令情報センターのホームページへのリンク。但し未施行の 17 条は未掲載(2026. 3. 13 現在)

[→HOME](#)